

事業主の皆さまへ

健康保険組合への マイナンバー（個人番号）対応 をお願いします



マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）において、事業主の皆さまは、マイナンバーを記入する各種手続きの取り次ぎ事務を行う「個人番号関係実施者」となります。

事業所にお勤めの従業員の皆さまとご家族からマイナンバーを取得し、平成29年1月より当健保組合に提出する各種届出書等に被保険者と被扶養者のマイナンバーを記入していただくことになります。また、平成29年7月からマイナンバーを利用して他機関と連携した事務手続きが開始されます。

その準備といたしまして、既に当健保組合に加入している皆さまのマイナンバーの届出をお願いいたします※。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第14条及び健康保険法第197条に基づいて、事業主は健康保険組合へ加入者のマイナンバーを届出する必要があります。

1 なぜ、事業主がマイナンバーを取得する必要があるのですか？ 事業主がマイナンバーを取り扱うことができますか？

マイナンバーは、番号法で規定された行政事務において利用されることになっており、医療保険も対象となっています。厚生労働省関係省令改正により、各種手続きで被保険者と被扶養者のマイナンバーが必要となります。

事業主の皆さまは、マイナンバーが書かれた書類の提出等の事務を行うため、その事務の範囲内でマイナンバーを取り扱うことができます。マイナンバーを取り扱うことができる方は、制度上、各種手続きを行う者（健康保険組合＝「個人番号利用事務実施者」）や、これらの手続を取次ぐ者（事業主＝「個人番号関係事務実施者」）に限定されています。

2 どのようにマイナンバーを取得し、提出しますか？

マイナンバーの 取得と届出

マイナンバーを取得する対象は、**当健保組合に加入している被保険者及び被扶養者**です（税控除の対象者とは異なります）。皆さまからマイナンバーを取得していただき、**平成28年11月末（予定）までに、当健保組合に届出いただきます。**

マイナンバーの届出方法は？

11月初旬に事業主あて対象者を打ち出したマイナンバー(個人番号)届出書を送付いたしますので、対象者のマイナンバーをご記入いただき、**11月末(予定)まで**に返送をお願いいたします。

※届出書ではなく、データで提出をご希望の場合は、条件等について調整しますので、総務係(06-6965-2345)までご連絡ください。

マイナンバー取得時の本人確認

マイナンバーを取得する際、原則として「番号確認」と「身元確認」(まとめて「本人確認措置」といいます)が必要になります。番号確認のため、通知カードや個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票の提示(郵送の場合は写し)を受けてください。

※雇用関係等で明らかに本人であることが確認できる場合は、改めて身元確認は必要ありません。被扶養者の身元確認は、被保険者が実施しているという観点で、事業主が行う必要はありません。

被保険者への依頼について

マイナンバーは、平成27年10月より各世帯ごとに郵送されている「通知カード」に記載されています。被保険者には、通知カードをしっかりと確認して記載するよう依頼してください。

※届出いただいたマイナンバーは、そのまま番号制度の中で他機関との情報連携で用いられることとなるため、記載誤りがないよう、十分な注意喚起を行ってください。

3 マイナンバーは、いつから使用しますか？

健康保険法施行規則などの厚生労働省関係省令について、各種申請書・届出書等の様式や申請事項等にマイナンバーを追加するなどの改正が行われます。これにより、資格管理、給付金等の各種申請・届出等の様式が改正され、マイナンバーの記載が必要になります。

平成29年1月以降、当組合に各種届出を提出して頂く際には、加入者のマイナンバーの記入をお願いいたします。(現在、様式は確定しておりません。)

様式の一例

- ・被保険者資格取得の届出
- ・被扶養者異動の届出
- ・被保険者資格喪失の届出
- ・療養費の支給申請
- ・傷病手当金の支給申請
- ・出産一時金の支給申請 など



お忙しい中恐れ入りますが、ご準備のほどよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

大阪府貨物運送健康保険組合 総務係 06-6965-2345